

中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

①PL保険制度(生産物賠償責任保険)

※95年7月の制度発足以来、17,500件を超える支払実績!!

(補償内容)

貴社が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害する対人事故や、他人の財物を損壊する対物事故が発生し、保険期間中に貴社に対して損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

特長

※中小企業のための専用商品設計に基づいた保険料!!

※全国で約52,000件の引受実績!!

※製造業だけではなく、販売業、飲食業、工事業など幅広い業種が対象

(保険金のお支払い事例)※下記は架空の事故例であり過去に実際に発生したものではありません。

＜製造業＞

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額: 約6,700万円



＜飲食業＞

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額: 約1,400万円



②リコール特約(オフション)

※制度発足9年間で約14,300件の加入実績!!

充実補償リコール特約

貴社製品のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって負担する諸費用を補償する保険です。

対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれがあるために実施するリコールも対象となります。また、品質保持期限の表示誤りによるリコール等も対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償対象となります。

限定補償リコール特約

貴社製品のかしが原因で、他人の生命・身体・財物に関し、下記(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に、貴社が重大事故の拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって負担する諸費用を補償する保険です。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

※「充実補償」・「限定補償」選べる2つのリコール特約

※充実補償リコール特約なら対人・対物事故のおそれにより実施する「リコール」も補償!!

対人・対物事故のおそれによるリコールについて

次の事由が生じた生産物は、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、その生産物のリコールを実施することにより生じた費用は補償の対象となります。

- ・ 所定の法令により禁止されている製品等の製造・販売等
- ・ 品質保持期限の誤表示等
- ・ 名称・保存方法・添加物等の所定の表示事項について、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと
- ・ 食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)

※部品製造事業者も対象(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

※販売事業者のリスクも補償

特長

製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

充実	限定
○	×



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

充実	限定
○	○



(リコールが発生し、社告を行った事例)※下記は架空の事例であり過去に実際に発生したものではありません。

1. 募集期間・保険（補償）期間

【新規・更新加入】

募集期間：2017年4月1日（土）～2017年6月30日（金）

保険期間：2017年7月1日（土）午後4時～2018年7月1日（日）午後4時

【中途加入】

補償期間：保険料振込月の翌々月1日午前0時～2018年7月1日午後4時

※保険料振込締切は【2017年7月1日始期（新規・更新加入）加入の場合】6月30日（金）まで、
【中途加入の場合】6月以降毎月末日（土日祝の場合は直前の営業日）です。

2. ご加入タイプ

①PL保険制度

加入タイプ	S型	A型	B型	C型
支払限度額*1 （1請求・保険期間中、対人対物合算）	5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額（自己負担額）（1請求あたり）：3万円				

②リコール特約（充実補償リコール特約・限定補償リコール特約）

1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額：それぞれ1億円、3,000万円の2タイプ
（縮小支払割合 90%*2）免責金額（自己負担額）：なし

*1 この保険契約には、上記支払限度額とは別に保険証券総支払限度額が設定されています。詳しくはパンフレットをご覧ください。

*2 充実補償リコール特約でお支払いする費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

3. 保険料

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」（PL保険制度）、リコール特約をセットされる場合はその種類と「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の5点を募集代理店又は引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出できます。

※下記を記入の上、FAXにて送付してください。後日、募集代理店よりお見積もり等のご案内を致します。

〇〇商工会議所 行

（TEL： － － ）（FAX： ）

貴社名：

ご住所：

ご連絡先（電話番号、ご担当者名）：

ご要望（いずれかにレ点をつけてご回答ください）：

☐ 加入したい ☐ 詳しい説明が聞きたい ☐ 見積もりが欲しい

その他ご意見・ご要望：

※商工会議所は、本保険制度のご案内を行うため、本照会票に記載された個人情報（住所・氏名等）を引受保険会社に提供させていただくことがあります。引受保険会社および引受保険会社グループ各社における個人情報の取扱いについては、各社のホームページをご覧ください。

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業者を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）」の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら代理店または保険会社におたずねください。

本制度は以下の保険会社が引受保険会社です。（50音順）

あいおいニッセイ同和損害保険□■	現代海上火災保険□■	大同火災海上保険□■	三井住友海上火災保険□■
共栄火災海上保険□■	セコム損害保険□	東京海上日動火災保険□■	
	損保ジャパン日本興亜□■		

□の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っております ■の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っております

【本制度のお問合せ先】

石狩商工会議所 担当：
TEL 0133-72-2111 FAX 0133-72-2577

照会先代理店名、TEL：
引受保険会社名、TEL：